災害時における清涼飲料水提供に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における清涼飲料水提供に関し次の通り協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急的な清涼飲料水の無償提供等をもって、被災者の飲料水確保に寄与することを目的とする。

（協力事項の発効）

第２条　この協定は、震度６弱以上の地震または、同等以上の自然災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲から清涼飲料水の提供について要請があった時をもって発効するものとする。尚、ライフラインの断絶等で提供要請ができかねる場合は、この限りではない。

（協力事項）

第３条　乙は本協定に定める要請があった場合、以下に記載する対象自動販売機（本件機材）において機内在庫となっている清涼飲料水を甲に無償提供するものとする。

対象自販機　　設置先名　新庄市体育館

個機番号　１９０４１８－３

（提供方法）

第４条　本件機材設置先において第２条に定める災害が発生した場合、乙は甲が操作を行う事を承諾し、甲は本件機材専用キーを使い本件機材の無償提供操作を行う。

２．本件機材専用キーは新庄市体育館の自販機管理者が責任を持って管理を行なうものとし、前項に定める事項以外に使用してはならない。

３．甲は自販機管理者を乙に事前に報告するものとする。

（契約期間）

第５条　本協定の有効期間は平成１９年６月２１日より平成２４年６月２０日までの５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第６条　本協定に定めのない事項、もしくは本協定の解釈、運用にあたり疑義が生じた場合には、甲・乙双方誠意を持って協議し、解決をはかるものとする。

上記協定の証として本書２通を作成し、甲・乙各々記名押印の上、各自１通を保有する。

平成１９年６月２１日

甲　山形県新庄市沖の町10番37号
新庄市長　髙　橋　榮　一　郎

乙　山形県新庄市大字鳥越字向平１３９３
仙台コカ・コーラボトリング株式会社
新庄営業所所長　小野　禎信